

地球惑星科学振興西田賞規則

2014年4月28日 理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）が「地球惑星科学振興西田賞」により、地球惑星科学の分野において国際的に高い評価を得ている優れた中堅研究者を表彰する為に必要な事項を定めるものである。本賞の名称は西田篤弘会員のご提案と寄付金5,000万円により本賞を維持することに由来する。

(受賞者の要件)

第2条 受賞者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 審査年度の4月1日時点において45歳未満である者。
- (2) 地球惑星科学の分野において新しい発想によって優れた研究成果を挙げ、国際的に高い評価を得ている者。

(選考・受賞者数)

第3条 受賞者の選考は隔年で行ない、選考毎に10件以内を選ぶ。

2 受賞者数の配分においてはセクションの規模を考慮する。

(推薦)

第4条 選考対象は他薦または自薦による候補者とする。候補者は会員・非会員を問わない。他薦の場合、正会員のみが推薦者となることができる。他薦の場合は推薦者1名が、自薦の場合は本人が、以下の内容が記載された推薦書類（任意書式）をもって会長に推薦するものとする。

〔推薦書類の構成〕

- (1) 候補者の名前、連絡先（所属機関、住所、電話番号、メールアドレスなど）
- (2) 候補者の経歴、受賞歴
- (3) 査読付き論文リストおよび主要な論文5編の別刷り
- (4) 推薦理由書（A4で6ページ以内、日本語あるいは英語）

自薦の場合は本人が、他薦の場合は推薦者が作成する。

- (5) 2通のサポートレター（自薦の場合は本人以外の2名、他薦の場合は推薦者以外の2名が、日本語あるいは英語により作成する。いずれの場合もサポートレターを作成する2名については会員・非会員を問わない。）

- (6) 他薦の場合は推薦者の氏名と連絡先（住所、電話番号、メールアドレスなど）

2 推薦者は、本人に受賞の意志があることを事前に確認しなければならない。

(審査委員会)

第5条 理事会は、地球惑星科学振興西田賞審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、推薦された候補者の中から受賞者を選考する。

2 審査委員会に関する規則は別に定める。

(授与)

第6条 理事会は、審査委員会からの選考結果を受け、受賞者を認定する。

2 会長は表彰式において受賞者に賞状を授与する。

3 副賞として受賞者に1件あたり50万円を贈る。原資は地球惑星科学振興西田賞特別会計とする。

(推薦・審査の実施時期)

第7条 候補者の推薦及び審査の時期は理事会が定める日程をもって行う。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

(1) この規則は、2014年4月28日から施行する。

(2) 本賞の授賞は2014年度から開始し、以降、隔年（西暦の偶数年度）にて行う。

(3) 本賞の授賞式は選考年度の翌年に行う。

(4) 2014年4月28日 理事会制定

(5) 2014年6月2日 理事会改正

(6) 2014年12月8日 理事会改正

(7) 2017年7月21日 理事会改正

(8) 2018年9月28日 理事会改正

(9) 2020年10月9日 理事会改正